

# 附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：総務局】

機関名称	東京都メディカルコントロール協議会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	消防法第35条の8
設置年月日	平成21年11月2日
機関の目的 ・所掌内容	消防機関による救急業務としての傷病者（消防法第2条第9項に規定する傷病者をいう。）の搬送及び医療機関による当該傷病者の受入れの迅速かつ適切な実施を図るとともに、救急隊員（救急救命士を含む。）の資質を向上し、医学的観点から救急隊員が行う応急処置等の質を保障することにより、傷病者の救命効果の向上を図ることを目的とする。
委員数	23人 (うち、女性委員数 3人)
会議公開	一部非公開
会議を非公開とする場合の理由	審議事案により傷病者の個人情報に触れる部分を扱うこと等がある場合非公開とする
議事録公開	公開
議事録を非公開とする場合の理由	審議事案により傷病者の個人情報に触れる部分を扱うこと等があるため
備考	—
HPのURL	<a href="https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/kk/medicon/index.html">https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/kk/medicon/index.html</a>
問い合わせ先	総務局総合防災部防災管理課 電話番号：03-5388-2457 FAX番号：03-5388-1270